

令和2年度柏市地域包括支援 センター運営方針について

令和2年2月19日
柏市地域包括支援課

地域包括支援センター業務の委託

1 地域包括支援センター運営方針（施行規則第140条の67の2）

市町村は、包括的支援事業を一括して委託する場合は、次の内容を勘案して実施方針を示すものとする。

- ① 市の地域包括ケアシステムの構築方針
- ② センターの区域ごとのニーズに応じた重点業務の方針
- ③ 介護，医療，民生委員・ボランティア等とのネットワーク構築方針
- ④ 第1号介護予防支援事業の実施方針
- ⑤ 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
- ⑥ 地域ケア会議の運営方針
- ⑦ 市との連携方針
- ⑧ 公正性及び中立性確保のための方針
- ⑨ その他運営協議会が必要と判断した方針

2 地域包括支援センター業務委託契約書及び仕様書

- ① 組織体制及び事業費
- ② 主な事業内容

1 基本的運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- ・多職種による在宅医療・介護の連携の推進
- ・介護予防・生活支援の普及促進
- ・センターは中核的機関として、市・関係機関と体制構築を図る

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

- ・地域包括ケア＝包括的支援業務の基盤としての地域ネットワーク

(3) 事業評価を通じた機能強化

- ・センターごとに人員体制や業務状況を把握・評価し、事業の質の向上を図る

(4) 公正性及び中立性の確保

- ・公共的業務としての公正性・中立性の確保

2 地域包括支援センター業務実施方針①

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

- ・自立支援のための各種サービス利用調整

(2) 介護予防業務

- ・地域でのフレイル予防活動の支援, コーディネート

(3) 総合相談支援業務

- ・地域におけるワンストップサービス拠点機能

(4) 権利擁護業務

- ・権利侵害に対する積極的な介入と支援

2 地域包括支援センター業務実施方針②

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・地域でのケアマネジメント能力の向上, 環境整備

(6) 生活支援体制整備事業の推進

- ・地域支えあい推進員との連携によるインフォーマルサービスを活用したケアマネジメント

(7) 認知症施策の推進

- ・認知症地域支援推進員を中心とした効果的な相談支援

(8) 地域ケア会議の実施

- ・個別事例の解決とその地域課題等の検討

3 区域ごとの重点事業

地域特性の把握やデータ分析, 住民との地域課題の共有等を踏まえて設定した重点事業に計画的に取り組む

4 市及びセンター間の連携

(1) 地域包括支援センター長会議

(2) 専門職連携会議

- ・医療職会議
- ・社会福祉士会議
- ・主任ケアマネ会議
- ・介護予防個別会議
- ・認知症地域支援推進員会議

(3) 地域包括支援センター連携会議

※下線部は, 令和2年度からの修正を加えた項目

地域包括支援センターの職員配置基準

1 常勤職員

| 資 格 | 高齢者人口（人） | 職員数(人) |
|---------------------------------------|---------------|--------|
| ・ 保健師(看護師) ・ 社会福祉士等 ・ 主任介護支援専門員 | 6,000～7,999 | 5 |
| | 8,000～11,999 | 6 |
| | 12,000～16,000 | 7 |

2 非常勤職員(プランナー)

| 資 格 | 職員数(人) |
|------------------------------|--|
| ・ 保健師 ・ 介護予防支援に関する知識を有する者 | 介護予防プラン数に応じた必要人数 (1人当たり25～30件を想定※) ※ 常勤職員は1人当たり5～10件を想定。 |

3 非常勤職員(事務補助員)※必要に応じて配置可

| 資 格 | 職員数(人) |
|--------|-----------------------------|
| ・ 要件なし | 各センター1人 ※月10日以内かつ週18時間以内 |

令和2年度の変更点

(1) 新規開設

柏北部第2地域包括支援センター，沼南地域包括支援センターブランチを開設(令和2年6月1日予定)

※開設に伴い，柏北部地域包括支援センターは移転

(2) プランナーの増員

介護予防支援に従事する非常勤職員を1名増員

(定数の増員又は介護予防プランの作成状況，委託状況に応じて配置可)

令和2年度 地域包括支援センターの実施体制②

| センター | 担当地域 | 運営委託予定法人 | 職員体制 | | | 高齢者人口 R1.10.1 |
|---------------------------|-------------------------|------------|------|-----|----|------------------|
| | | | 常勤 | 非常勤 | 計 | |
| 柏北部 (R2.6.1 移転予定) | 田中 (5月までは西原, 柏の葉も担当) | (福)真和会 | 6 | 5 | 11 | 8,308 |
| 柏北部第2 (R2.6.1 開設予定) | 西原, 柏の葉 | アースサポート(株) | 5 | 4 | 9 | 7,178 |
| 北柏 | 富勢 | (公財)柏市医療公社 | 5 | 4 | 9 | 7,276 |
| 北柏第2 | 松葉, 高田・松ヶ崎 | (公財)柏市医療公社 | 6 | 4 | 10 | 9,017 |
| 柏西口 | 豊四季台 | (福)豊珠会 | 6 | 6 | 12 | 8,207 |
| 柏西口第2 | 新富, 旭町 | (福)豊珠会 | 5 | 4 | 9 | 7,293 |

令和2年度 地域包括支援センターの実施体制③

| センター | 担当地域 | 運営委託予定法人 | 職員体制 | | | 高齢者人口 R1.10.1 |
|-------------------------------|-------------------|------------------|------|-----|----|------------------|
| | | | 常勤 | 非常勤 | 計 | |
| 柏東口 | 柏中央, 新田原 | (福)生活クラブ | 6 | 5 | 11 | 9,559 |
| 柏東口第2 | 富里, 永楽台 | ミアヘルサ(株) | 5 | 3 | 8 | 7,346 |
| 光ヶ丘 | 光ヶ丘, 酒井根 | (医)昌擁会 | 6 | 5 | 11 | 11,216 |
| 柏南部 | 南部, 藤心 | (医)昌擁会 | 7 | 3 | 10 | 12,334 |
| 柏南部第2 | 増尾 | アースサポート(株) | 5 | 3 | 8 | 7,286 |
| 沼南 | 風早北部, 風早南部, 手賀 | (福)柏市社会福祉協 議会 | 7 | 3 | 10 | 14,235 |
| 沼南 ランチ (R2.6.1 開設予定) | | | 2 | 0 | 2 | |

※沼南ランチでの従事職員は沼南包括と流動的に配置

令和2年度 地域包括支援センターの委託料基準

委託料の構成

| 区 分 | | 内 容 | |
|------------------|---------------|------------------------------|-----------------------------|
| 運営費 (A) | 人件費 (精算あり) | 常 勤 | 給料, 手当, 社会保険料, 退職手当引当金等 |
| | | 非常勤 | 賃金, 社会保険料 |
| | 事務費 | | 高齢者人口に応じた固定額(4,000~4,200千円) |
| | 施設賃借料等 | | 家賃・駐車場等の実額 |
| 予防プラン報酬額(精算あり・B) | | 1年間の直営プランの収入額 | |
| 業務委託料(A-B) | | センター運営費から介護予防支援等に係る報酬額を控除した額 | |

令和2年度 地域包括支援センターの主な事業 ①

総合相談



月～土曜日の窓口開設

支援を必要とする高齢者や家族等からの相談を受け、適切な情報提供や支援を行う

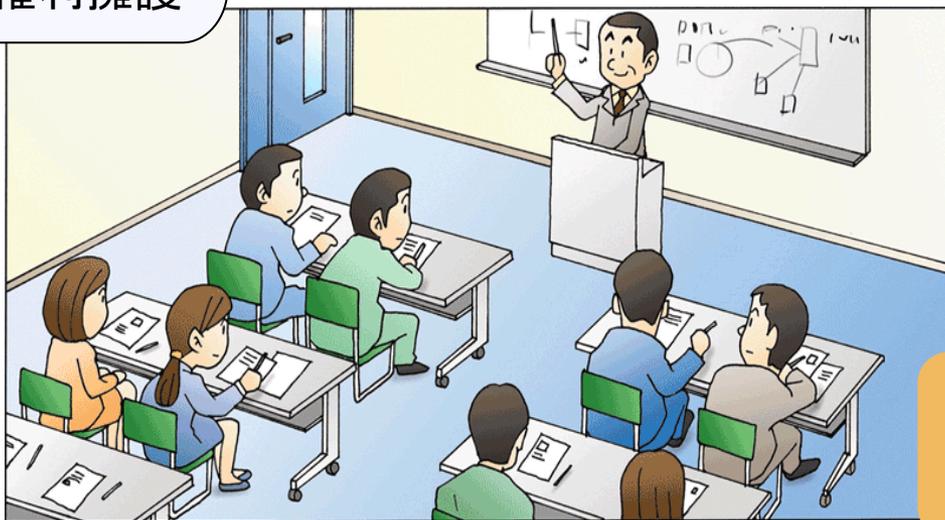
包括的・継続的 ケアマネジメント支援



地域ケア個別会議(4回以上)

医療介護の専門職や民生委員などの地域関係者を含め、高齢者が在宅で生活していける支援方を検討。

権利擁護



このほかに、「地域ケア推進圏域会議(1回以上)」や「地域包括ケア地区別研修会(2回以上)」、「事例検討会(1回以上)」を開催。

権利擁護講座(2回以上)

成年後見制度や消費者被害防止など、いざという時のための講座を開催。

令和2年度 地域包括支援センターの主な事業 ②

認知症総合支援



認知症カフェ・交流会(2回以上)
認知症の人の地域のつながりや介護者の介護負担を軽減する場を開催。

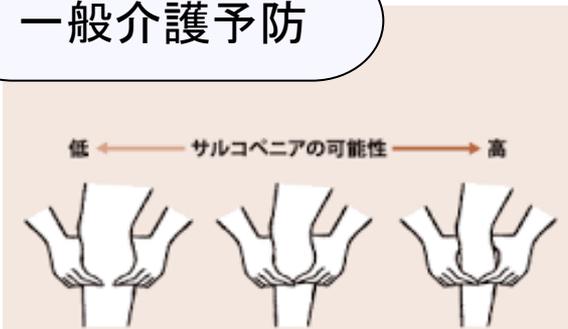


このほかに、「認知症サポーターオープン講座(1回以上)」やオレンジフレンズ交流会(1回以上)を開催。

徘徊模擬訓練(1回以上)
地域の関係者と連携して、徘徊高齢者に対する声かけ訓練。



一般介護予防



フレイルチェック講座(エリアごとに1回以上)
フレイル予防の概念に基づく教室・講座を開催。

このほかに、地域のサークルやサロン等への支援や自主的な活動の立上げ支援等を行う。

地域包括支援センター所管課による支援体制

令和元年度体制

地域包括支援課

| | |
|-------|------------|
| 職員体制 | 24人(専門職内訳) |
| 保健師 | 7人 |
| 社会福祉士 | 2人 |
| 社福主事 | 2人 |
| PT・OT | 2人 |

権利擁護・管理担当

高齢者虐待対応
老人福祉施設等への措置
成年後見制度

地域ケア推進担当

包括支援

委託管理
事業評価
職員研修

**総合事業
生活支援体制整備**

介護予防支援
包括的・継続的ケアマネジメント支援
地域ケア会議
生活支援体制整備

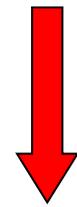
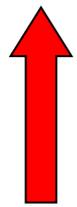
**介護予防
認知症**

一般介護予防
認知症総合支援

地域包括
支援センター
運営協議会



・ **連携会議**
地区担当が各センターの運営
状況を把握, 連携



・ **センター長会議**
・ **専門職連携会議**
医療職・社会福祉士・主任ケアマネ・
認知症地域支援推進員ごとの会議
介護予防個別会議

地域包括
支援センター

地域包括
支援センター

地域包括
支援センター

地域包括
支援センター